

○財務省告示第八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年二月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

一回）

二 発行の根拠 法律及びその
の法律及びその
別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条及び第六十

二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あって、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であって、財

十 十
三 二

十 十
ロ イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

八 額 の 額 平 ず 額
銭 面 そ 面 成 る の
金 れ 金 二 。 整
額 ぞ 額 十 六 数
百 円 の 円 六 倍
円 に 応 募 価 格 二 月 十 日
に っ き 百 二 円 以 上
十

(一) 年 一
募 入 七
入 決 定 の セ ン ト
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 受 け 取 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 日 に 払 込
む も の と す る 。
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{52}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 中 の 口
も の と し て は 、 前 記 (一) の 算 式 に
座 に 記 載 し た 金 額 か ら 該 金
に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に
よ り 算 出 し た 金 額 を 乗
じ た 金 額 (た だ し 、 三 五 該 国 債

十四 初期利子

を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができ。平成二十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十五年十二月二十日

十七 償還金額

日本銀行

十八 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十六年二月十日